

霧島市条例第19号
平成29年3月31日

霧島市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市景観条例の一部を改正する条例

霧島市景観条例（平成24年霧島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 高さが10メートルを超えるもの 」	を	「 高さが10メートルを超えるもの又は 太陽光発電設備を設置する事業に係 る一団の土地の面積の合計が5,000 平方メートル以上のもの 」
---------------------------	---	--

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の霧島市景観条例の規定は、平成29年5月1日以後に着手する景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第2号に掲げる行為について適用し、同日前に着手した同項同号に掲げる行為については、なお従前の例による。